



糸賀の生きた時代と旧優生保護法 : 近江学園・びわこ学園の思想・実践と

垂髪, あかり

(Citation)

神戸大学大学院人間発達環境学研究科「学術講演会2019」:1-26

(Issue Date)

2019-09-13

(Resource Type)

conference object

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90006827>





糸賀の生きた時代と旧優生保護法

近江学園・びわこ学園の思想・実践と

わが国に今なお残る優生思想

▶相模原事件（2016年）

「戦争で未来ある人間が殺されるのはとても悲しく、多くの悲しみを生みますが、障害者を殺すことは不幸を最大まで抑えることができます」（植松被告）

被害者家族は、県警に匿名での発表を望んだ
理由は

「日本ではすべての命はその存在だけで価値があるという考え方が当たり前でなく、優生思想が根強いため」

わが国に今なお残る優生思想

▶ 出生前診断

新型出生前診断（NIPT）導入（2013年）により
これまでより

早い時期に（妊娠10週～：既存の検査より1ヶ月早く）
簡単に（血液検査のみで：羊水穿刺等をせず） 検査でき、
結果が単純に（陽性か 陰性か）示され
染色体数の異常がわかることが特徴



**検査対象である染色体の数の異常をもつ胎児を
「（産んでもよいが）生まれてこなくてもよい胎児」と改めて定義付ける結果となること
その定義をより多くの妊婦が共有することになる** （渡部（2013））

優生思想が根強く残る背景に

旧優生保護法（1948年成立、1996年廃止）の存在

第一章 総則

「この法律は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的とする」

旧優生保護法の以前には

国民優生法（1940年）

- ⇒日本が戦争に向かう中で健兵・健民政策として強化
- ⇒優生政策につながる
- ⇒国家に役立つ「優秀な素因」を持つ者を殖やし、役に立たないものを「不良な素因」を持つ者として根絶しようとする優生思想に基づく政策

この法律にも強制不妊を求める条項はあったが、

同意手術に力点が置かれていた

優生保護法成立の背景

1948年6月28日 優生保護法成立

終戦直後、経済の荒廃や引き揚げに伴う人口過剰に直面

戦争で「健全な青年」が減り、

「人口の質が劣化する逆淘汰」を防ぐ考えが

強制手術を認める優生保護法へとつながる

⇒資料

優生保護法に基づく 強制不妊手術推進

1952年 1 2 条手術 新設へ

4 条手術

精神疾患などの遺伝を防止するために公益条必要と認める時は都道府県の優性保護審査会に強制不妊手術の申請を行うよう義務付け

1 2 条手術

遺伝でなくても精神疾患などがある場合は医師が保護者の同意を得て優生保護審査会に強制不妊手術を申請できる

優生保護法に基づく 強制不妊手術

1950年～1960年代 「手術推進時期」

強制手術の件数は1950年代にピーク

法案提出の核となった議員たちは、想定より
「遠く及ばない」と不満

「（今のままでは）いつまでも変わらない。もっと多数に
優生手術できるように国が補助するべきでは」

（厚生省局長谷口弥三郎議員）

優生保護法に基づく 強制不妊手術

1970年代～1990年代 「減少期」

1972年、胎児の障害を条件に人工中絶を認める
「胎児条項」の新設を国会で提案

女性団体、障害者団体が反発し見送り

優生保護法に対する当事者運動

議論は「中絶」に集中し、強制不妊手術には光が当たらず

優生保護法に基づく 強制不妊手術

1990年代～「改定期」

1994年、エジプト・カイロであった国会の会議で
車椅子の障害者、安積遊歩さんが優生保護法の撤廃を訴え
同法の存在が世界に知れた

1996年 母体保護法に改定 強制手術などを削除

近江学園、びわこ学園の歴史

■1946年 近江学園創設

「精神薄弱児(低能児)ガコレマタ放ッテアルタメニ不良ノ徒トナッテ行クモノガ沢山アルコトモ,犯罪者ノ半数以上ガ精神薄弱者デアル」

「社会ガ,ドレ程迷惑ヲ受ケテイルカトイウコトモ,ヨク考エテミルトナカナカ大キナ問題デアリマス」 (糸賀「設立ノ趣意」)

糸賀の障害児者観

■ 1950年

「同じ精神薄弱児といってもその程度はさまざまで、
人間的であるよりもむしろ動物に近いようなものもあれば、
ある種の白痴の如きは植物的でさえある」 (糸賀)

「永遠の幼児」 (糸賀)

強制不妊手術と近江学園・糸賀



■ 1952年3月 近江学園において強制不妊手術実施

1 6歳少女一人の手術を県の審査会に申請（京都新聞2019年3月2日）

・ SAの強制不妊手術（優生保護法第4条適用）の記載

『近江学園年報』第4号pp.260-261

・ 近江学園関係職員による優生手術についての発言

『全国精神薄弱児施設幹部職員相互研究会議事録『児童』第8号』

人間発達研究所第34回研究集会 中村隆一氏報告より

『近江学園年報』第4号 p.261

これは寮に於ける最初の児童である。手術後の経過は良好で、その後、心身共に何等変化を認められない。

来年度は男児について、行はねばならないと考えられるものが四名いる。これらは皆、保護者の承諾を得ている。

『児童』第8号

I.Q50以下の子供で現在自分の施設に思春期直前の者がおり他の男子に対する影響も恐れるので職員もそれを予想して具体的な手続きを進めている。優生手術の方法については未だ研究していないのでよく判らないが、卵巣摘出とか、月経を止めるとか（その時卵巣をそのままにしておく）の方法があり、卵巣摘出は性格の変化も考えられるので考慮している。

■ 1953 近江学園年報における優生手術関連記述

『近江学園年報』第5号(指導員C) pp.187-188.

再びその親と同じ様な状況の下に同じ様な子供をつくらない様に、新しい健全な家庭を創りうるまでに至る人間形成のために助力してやらなければならない

又同時に彼等の将来に対して、遺伝的生物学的又優生学的考慮も払い、後顧の憂のない様に考えねばならないのではないだろうか。そのために現在の彼等及びその親達を直視する事が必須の緊急事である

■ 1955 近江学園年報における優生手術関連記述

『近江学園年報』第7号

「墮ちゆくもの—春枝のかなしみ」(糸賀)

■ 1956 『手をつなぐ親たち』(糸賀)

純粹に科学的な研究の成果というものと優生手術をしたほうがいいとか悪いとかいう具体的な判断とは根拠が違うのじゃないでしょうか。つまりそれは社会的な政策の問題になる。科学的研究の成果と政策とを混同してしまわぬようにすることも必要です。

近江学園・びわこ学園の歴史と糸賀思想

★糸賀の「発達」観の変化

- 「さくら組」（1952年～）、「杉の子組」（1954年～）、「あざみ寮」等の実践
子どもたちの人格の変容と成長の事実をくぐって
- そのなかで「自己との対決」を果たし、「事情磨练」し（高谷、2005）、
糸賀自身が開眼され、新しい障害者観、発達観を手に入れていく
- 田中昌人の発達過程研究の成果と還流し



1961 近江学園「発達保障」の提起

近江学園・びわこ学園の歴史と糸賀思想

■ 1963年 重症心身障害児施設びわこ学園設立

障害の重い子どもたちの懸命に生きるを目の当たりにし

「どんな生命も、生まれてきた甲斐があったことを、
何らかの形で実証しなければならない」 (糸賀)

「その生命はかけがえのないもの」 (糸賀)

近江学園・びわこ学園の歴史と糸賀思想

■ 1964年 びわこ学園の実践を経て

「白痴の人たちのどんな生き方が本当の幸せであろうか」 (糸賀)

「二歳は二歳として、三歳は三歳として、
そのおのおのの段階のなかに実現しなければならぬ無限の可能性をもつ」
(糸賀)

同時期、精神薄弱者の性教育についてまとめ、
優生手術についても記述している

■ 1965 「性教育」 三木安正 『精神薄弱児教育実践講座 性格と生活の指導』

遺伝の問題は純粹に科学的な問題領域であり、優生手術をしたほうがよいか悪いかという具体的な判断は、社会政策の問題であって、厳密な意味では両者を簡単に結合させたり混同したりしてはいけないことである。

社会政策も極端にはしれば、戦前のドイツのナチのように、血の純潔のために優生手術が強制されたり、無能力者として精神薄弱者をガス室で大量に殺戮するようなことがおこり得るのである。邪魔者は殺せという思想である。そういうことが二度とあってはならない。

■ 1965 「性教育」 三木安正 『精神薄弱児教育実践講座 性格と生活の指導』

社会政策として優生手術が考えられるためには、その根底に、人間の生命にたいする深い愛情とあくまでその発達を保障しようという意思がこめられているのでなければならない。

ひとたび形成された人間の生命にたいする無限の尊厳のもとにその発達を保障しようとする考えかたは、人間がようやく到達した思想の高みである。

その思想は、妊娠中絶や優生手術にたいして、時としては対立し矛盾する立場に立つ。しかしその緊張のなかでこそ中絶や優生手術は、深い反省のもとに是正されていくのだともいえよう。

ま と め

滋賀県では、1955年～1967年に医師の申請による優生保護法4条と同12条によって**計250人**（男性98人、女性152人）が手術を受けたと記録されている
（毎日新聞取材班（2019））

「障害者の子どもが一人生まれたら、介護や経済的な事情で家庭崩壊というような時代」（同、p.102）

強制不妊手術の審査にかかわった人たちは、異口同音に「そういう時代だった」「法に従って進めただけ」と語った（同、p.100）

国家が優生思想に法律というお墨付きを与えた時、あってはならない人権侵害が「正義」とされ、正当化された（同、p.100）

ま と め

国による強制不妊手術がピークを迎える1950年代～1960年代

糸賀は近江学園・びわこ学園で障害児者の生きる姿から
自身の障害者観を変容させていく

そこで糸賀が到達した思想の高みは

ま と め

「大きくなったら、お嫁にだって、赤ちゃんが生まれる」

このことは、彼女たちにとっても、大きな夢なのです。そしてこのことが、日常生活のなかで目に見えない大きな力となっているのです。

おとなの一方的な愛情と安心感のために、美しい夢をぶちこわすことは、あまりにもむざんな気がします。たとえ実現しないにしても、この夢をもたしつづけてやることは、この子たちの成長に大きなプラスとなるのです

糸賀（1965）「性教育」p.179)

人間発達研究所第34回研究集会 中村隆一氏より提供

ま と め

国の政策である強制不妊手術とは、対立し矛盾するものであった

糸賀が亡くなって半世紀

新型出生前診断（NIPT）は国内解禁（2013）され、
手軽さと精度の高さから利用件数は5年間で5万8000件

異常が確定すると9割以上が人工中絶を望んでいる

引用・参考文献

- ・『糸賀一雄著作集』Ⅰ～Ⅲ．日本放送出版協会．
- ・糸賀一雄「この子らを世の光に（二）—重症心身障害児の生産性について」『両親の集い』第128号、1966年．
- ・『近江学園年報』第4号、1952年、近江学園．
- ・『近江学園年報』第5号、1953年、近江学園．
- ・『近江学園年報』第7号、1955年、近江学園．
- ・『近江学園年報』第8号、1958年、近江学園．
- ・『近江学園年報』第9号、1961年、近江学園．
- ・『近江学園年報』第10号、1963年、近江学園．
- ・『近江学園年報』第11号、1965年、近江学園．
- ・『びわこ学園だより』創刊号、1964年、びわこ学園．
- ・『精神医療』第93号、2019年、批評社．
- ・『強制不妊 旧優生保護法を問う』、2019年、毎日新聞取材班．
- ・『人間発達研究所第34回研究集会資料』2019年、人間発達研究所．
- ・渡部麻衣子（2013）「出生前診断について今あらためて考える」『市民研通信』第16号、2013年．